

---

## 別添5 悪臭

---

5-1 事後調査の内容 .....	41
5-1-1 事後調査の調査地点 .....	41
5-1-2 事後調査時点 .....	41
5-1-3 事後調査の方法 .....	41
5-2 事後調査の結果 .....	42
5-2-1 事後調査の結果 .....	42
5-2-2 環境保全対策の実施状況 .....	44
5-3 調査等の結果との検証結果 .....	45
5-3-1 検証方法 .....	45
5-3-2 検証結果 .....	45



## 別添5 悪臭

### 5-1 事後調査の内容

供用開始後の廃棄物処理施設の稼働に伴う悪臭の影響とした。また、環境保全対策の実施状況をとりまとめた。

#### 5-1-1 事後調査の調査地点

廃棄物処理施設の敷地境界2地点及び最寄り住宅付近1地点で事後調査を実施した。

事後調査地点については、表5-1及び「別添3 騒音 図3-1-1」に示す。

表 5-1 調査地点

調査項目	調査地点	備考
廃棄物処理施設の稼働に伴う悪臭	地点 A	南側敷地境界
	地点 B	東側敷地境界
	地点 C	最寄り住宅付近（平作4-6-9妙昭寺付近）

#### 5-1-2 事後調査時点

供用開始後の廃棄物処理施設の稼働に伴う影響については、廃棄物処理施設の稼働が定常の状態となる時期で、影響が最大となる時期の施設稼働時1日及び休炉時1日とした。

事後調査時点については、表5-2に示すとおりである。

表 5-2 調査時点

調査項目	時期	調査時点
廃棄物処理施設の稼働に伴う悪臭	施設稼働時	令和 2年 7月 20日(月)
	休炉時	令和 2年 12月 8日(火)

#### 5-1-3 事後調査の方法

特定悪臭物質（22項目）濃度については、「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和47年、環境庁告示第9号）に、臭気指数については、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成7年、環境庁告示第63号）に定める方法に準拠した。

## 5-2 事後調査の結果

### 5-2-1 事後調査の結果

悪臭調査結果は、表5-3に示すとおりである。

施設稼働時については、各地点とも特定悪臭物質はアンモニア、アセトアルデヒドを除く大半の項目が定量下限値未満、臭気指数は10未満で規制基準値を下回っていた。

休炉時については、各地点とも特定悪臭物質は全項目が定量下限値未満、臭気指数は10未満で規制基準値を下回っていた。

表 5-3-1 悪臭調査結果（施設稼働時）

項目	単位	地点A (敷地境界風下側)	地点B (敷地境界風上側)	地点C (最寄り住居付近)	規制 基準値
特定 悪 臭 物 質	アンモニア	ppm	0.1未満	0.1未満	0.2
	メチルメルカプタン	ppm	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
	硫化水素	ppm	0.002未満	0.002未満	0.002未満
	硫化メチル	ppm	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	二硫化メチル	ppm	0.0009未満	0.0009未満	0.0009未満
	トリメチルアミン	ppm	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
	アセトアルデヒド	ppm	0.005未満	0.007	0.008
	プロピオンアルデヒド	ppm	0.005未満	0.005未満	0.005未満
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.003未満	0.003未満	0.003未満
	イソブチルアルデヒド	ppm	0.003未満	0.003未満	0.003未満
	ノルマルバレルアルデヒド	ppm	0.003未満	0.003未満	0.003未満
	イソバレルアルデヒド	ppm	0.003未満	0.003未満	0.003未満
	イソブタノール	ppm	0.09未満	0.09未満	0.09未満
	酢酸エチル	ppm	0.3未満	0.3未満	0.3未満
	メチルイソブチルケトン	ppm	0.1未満	0.1未満	0.1未満
	トルエン	ppm	1未満	1未満	1未満
	スチレン	ppm	0.04未満	0.04未満	0.04未満
	キシレン	ppm	0.1未満	0.1未満	0.1未満
	プロピオン酸	ppm	0.003未満	0.003未満	0.003未満
	ノルマル酪酸	ppm	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
	ノルマル吉草酸	ppm	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
	イソ吉草酸	ppm	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
臭気指数	-	10未満	10未満	10未満	15
天候	-	晴	晴	晴	-
気温	°C	27.9	31.5	30.9	-
湿度	%	78	67	67	-
風向	-	Calm	NE	Calm	-
風速	m/s	1.0以下	1.5	1.0以下	-

注) 1. 規制基準値：「悪臭防止法に基づく悪臭原因物質の排出の規制地域の指定及び特定悪臭物質の規制基準について」(平成16年、横須賀市告示第145号)

表 5-3-2 悪臭調査結果（休炉時）

項目	単位	地点A (敷地境界風下側)	地点B (敷地境界風上側)	地点C (最寄り住居付近)	規制 基準値
特定 悪 臭 物 質	アンモニア	ppm	0.1未満	0.1未満	—
	メチルメルカプタン	ppm	0.0003未満	0.0003未満	—
	硫化水素	ppm	0.002未満	0.002未満	—
	硫化メチル	ppm	0.001未満	0.001未満	—
	二硫化メチル	ppm	0.0009未満	0.0009未満	—
	トリメチルアミン	ppm	0.0005未満	0.0005未満	—
	アセトアルデヒド	ppm	0.005未満	0.005未満	—
	プロピオンアルデヒド	ppm	0.005未満	0.005未満	—
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.003未満	0.003未満	—
	イソブチルアルデヒド	ppm	0.003未満	0.003未満	—
	ノルマルバレルアルデヒド	ppm	0.003未満	0.003未満	—
	イソバレルアルデヒド	ppm	0.003未満	0.003未満	—
	イソブタノール	ppm	0.09未満	0.09未満	—
	酢酸エチル	ppm	0.3未満	0.3未満	—
	メチルイソブチルケトン	ppm	0.1未満	0.1未満	—
	トルエン	ppm	1未満	1未満	—
	スチレン	ppm	0.04未満	0.04未満	—
	キシレン	ppm	0.1未満	0.1未満	—
	プロピオン酸	ppm	0.003未満	0.003未満	—
	ノルマル酪酸	ppm	0.0002未満	0.0002未満	—
	ノルマル吉草酸	ppm	0.0002未満	0.0002未満	—
	イソ吉草酸	ppm	0.0002未満	0.0002未満	—
臭気指数	—	10未満	10未満	10未満	15
天候	—	晴	晴	晴	—
気温	°C	11.2	15.0	15.3	—
湿度	%	56	47	47	—
風向	—	Calm	Calm	Calm	—
風速	m/s	1.0以下	1.0以下	1.0以下	—

注) 1. 規制基準値：「悪臭防止法に基づく悪臭原因物質の排出の規制地域の指定及び特定悪臭物質の規制基準について」(平成16年、横須賀市告示第145号)

## 5-2-2 環境保全対策の実施状況

供用後の環境保全対策及び実施状況は、表5-4に示すとおりである。

表 5-4 環境保全対策及び実施状況

予測評価書の記載内容	環境保全対策の実施状況	写真
工場棟は開口部を少なくし、可能な限り密閉構造とする。	工場棟は開口部を少なくし、可能な限り密閉構造としている。	-
ごみ投入扉は自動開閉式とし、ごみ投入以外の必要時は常時閉じておく。	ごみ投入扉は自動開閉式とし、ごみ投入以外の必要時は常時閉じている。	①
臭気が多く発生するごみピット内は気圧を負圧に保つことにより臭気の漏出防止対策とする。このとき、ピット内を負圧にするために吸引した臭気（空気）は、燃焼用の空気として炉の中へ送り込み高温で分解する。	臭気が多く発生するごみピット内は気圧を負圧に保つことにより臭気の漏出防止対策としている。このとき、ピット内を負圧にするために吸引した臭気（空気）は、燃焼用の空気として炉の中へ送り込み高温で分解される。	-
休炉時は、運用として搬入出車両用ゲートを閉め悪臭の漏出を防ぐとともに、ごみピット内の空気を吸引し脱臭施設を通して施設外に排出する。	休炉時は、運用として搬入出車両用ゲートを閉め悪臭の漏出を防ぐとともに、ごみピット内の空気を吸引し脱臭施設を通して施設外に排出している。	②
プラットホームの出入り口にはエアーカーテンを設ける等、臭気が漏れ出さないよう計画する。	プラットホームの出入り口には自動扉とエアーカーテンを設け、臭気が漏れ出さないようにしている。	③
可燃ごみ収集車両が施設外へ出る場合には、車体に付着したごみや汚水を洗い流すように配慮する。	可燃ごみ収集車両が施設外へ出る場合には、車体に付着したごみや汚水を洗うため、洗車機を設置している。	④
プラットホーム及び施設内道路は定期的に清掃するとともに、プラットホーム及びごみピット内へ消臭剤を散布して悪臭の発生を抑止する。	プラットホーム及び施設内道路は定期的に清掃するとともに、プラットホーム及びごみピット内へ消臭剤を散布して悪臭の発生を防止している。	-
焼却設備の維持管理徹底を図る。	焼却設備の維持管理徹底を図っている。	-





### 5-3 調査等の結果との検証結果

#### 5-3-1 検証方法

事業の影響については、「予測評価書」の予測結果及び評価の指標と比較を行い、悪臭の評価目標である、「実施区域周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと」が達成されているかを検証する。

#### 5-3-2 検証結果

「予測評価書」における廃棄物処理施設の稼働に伴う臭気指数の予測結果を表5-5に評価の指標とあわせて示す。

敷地境界の地点A、地点Bにおける臭気指数の事後調査結果はともに「10未満」であり予測結果と同様であった。また、評価の指標についても満足する結果となっている。また、最寄り住宅付近の地点Cについても、臭気指数の事後調査結果は「10未満」であり、施設稼働時の予測結果と同様であった。

以上より、「実施区域周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと」とした評価目標は達成されているものと考える。

表 5-5 悪臭の検証結果

予測地点	時期	臭気指数		評価の指標
		予測結果	事後調査結果	
地点A	施設稼働時	10未満	10未満	15
	休炉時	10未満	10未満	
地点B	施設稼働時	10未満	10未満	-
	休炉時	10未満	10未満	
地点C	施設稼働時	10未満	10未満	-
	休炉時	-	10未満	

注) 1. 地点Cの予測結果は、最大となるケースでの最大着地濃度地点の結果を記載した

(空白)